

公告第千六百四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第一項の規定による非常災害区域等について、次のとおり指定する。

令和元年十月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 指定に係る対象区域

福島県全域（ただし、福島市、郡山市及びいわき市の区域を除く）

（建築指導課）